

おおさかスマートエネルギーセンター（大阪府・大阪市）

中小事業者の皆さま「省エネ・再エネ設備の導入支援補助金」の公募を開始しました！

https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/plan_subsidy.html

大阪府では、大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書を届け出た中小事業者に対して、当該計画書により実施する省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備の導入の効果的な取組みを支援する「中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援補助金」の公募を開始しましたので、ご案内します。

■公募期間 令和5年4月10日（月曜日）から6月30日（金曜日）《先着順》

■補助対象事業 事業所の年間エネルギー使用量を1%以上削減、または
二酸化炭素排出量を1トン-CO₂以上削減する事業

■補助対象要件 府内の工業・事業場で対策計画書の提出し、脱炭素経営宣言を行った中小事業者

■補助額 省エネ設備 設備費の1/3
再エネ設備 太陽光パネル 2万円/KW
定置用蓄電池 設備費の1/3
上限額は1申請で300万円

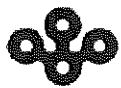
※詳細は上記URL参照

■お問い合わせ先

おおさかスマートエネルギーセンター
(大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課内)
電話番号：06-6210-9254
ファックス番号：06-6210-9259
メールアドレス：eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

省エネや再生可能エネルギーに関する情報を伝えする「おおさかスマートエネルギーセンター」のホームページはこちら

→ <https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/index.html>



大阪府

令和5年度 中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援補助金

中小事業者の皆さん

計画的な省エネ型設備への更新・再エネ設備の導入に対して補助します！（1次公募）

大阪府気候変動の推進に関する条例に基づく対策計画書の届出制度において、対策計画書を任意で提出してもらうことで、中小事業者の自律的・計画的な脱炭素経営への転換を促す規定を新たに設けました。

このたび、任意で届出された対策計画書に基づく省エネ型設備への更新や再エネ設備の導入（設備更新等）に対して支援する補助金の公募を開始します。

○補助対象事業

対策計画書に位置付けた設備更新等の取組みであり、かつ設備更新等の前後において、次要件のうちいずれかを満たす事業

- (1) 事業所全体の年間エネルギー使用量を1%以上削減する事業
- (2) 事業所全体の二酸化炭素排出量を年間1t-CO₂以上削減する事業

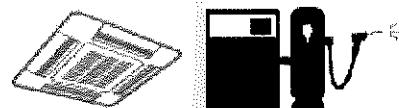
○補助対象要件

次の全てを満たす中小事業者（詳細は裏面参照）

- (1) 大阪府内の工場・事業場に係る対策計画書の届出を行い、この計画書に基づき設備更新等を行う者
- (2) 大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づき脱炭素経営宣言を行った者

※府内の事業所全体で使用する年間エネルギー量が原油換算で1,500kLを超える中小事業者（特定事業者）、みなし大企業は除きます。

※リース、オンラインサイトPPAモデルも申請できます。



高効率空調 コンプレッサー



太陽光パネル・蓄電池



大阪府行政オンラインシステム
(制度・提出書類なども記載)

○補助対象設備

- ・省エネ設備 ユーティリティ設備（空調など）
生産設備（工作機械、印刷機など）
- ・再エネ設備 太陽光パネル（定置用蓄電池含む）

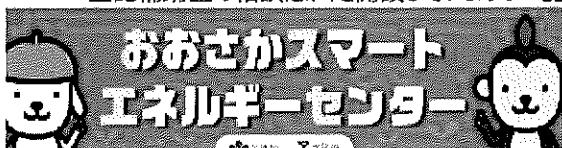
○補助金額

- ・省エネ設備 設備費の3分の1
- ・再エネ設備 太陽光パネル 2万円／kW
定置用蓄電池 設備費の3分の1
(補助上限額は1申請あたり300万円)

○応募方法

令和5年4月10日（水）から6月30日（金）までに申請書類を大阪府行政オンラインシステムにてご提出ください。（先着順）

上記補助金の相談窓口を開設しています。おおさかスマートエネルギーセンターまで

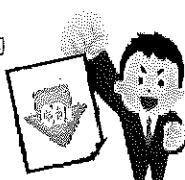


おおさかスマートエネルギーセンターは大阪府と大阪市との共同設置です。

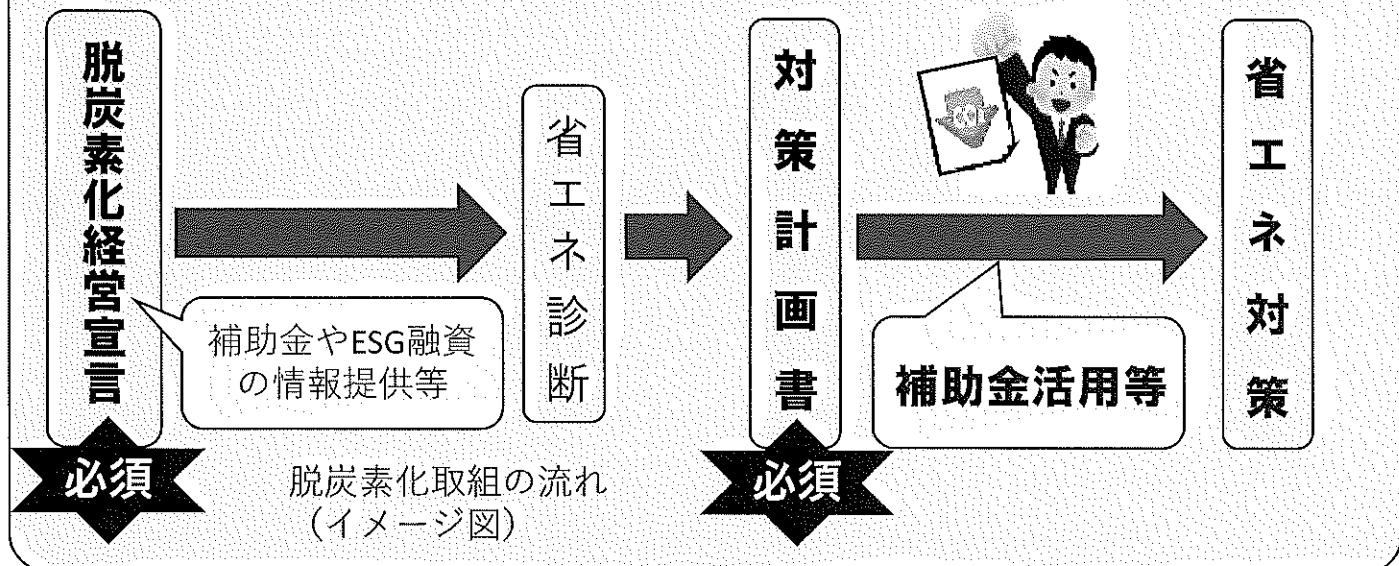
大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課内
TEL 06-6210-9254 FAX 06-6210-9259
<http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/>

おおさかスマート

検索



中小事業者の皆さん、段階的に脱炭素化に取り組みましょう！



脱炭素経営宣言登録制度

脱炭素経営を宣言した事業者に対して、府が登録証を発行するとともに、府のHP等により広くPRすることなどにより、事業者の脱炭素経営のお手伝いをします。



詳細はこちらから

対策計画書の任意届出制度

中小事業者の意欲向上を図り、効果的な削減対策を促進するため、特定事業者以外の中小事業者も任意の届出していただけるよう、府条例を改正しました。



詳細はこちらから

省エネ広報動画

省エネの専門家が中小事業者を訪問し、省エネ診断をしながら、省エネ対策やその効果などを紹介しています。



省エネ診断

脱炭素化にどのように取り組めばいいのかわからない中小事業者の皆さん、脱炭素化の第一歩として、省エネ診断を受けてみませんか？国が診断費用の9割補助しますので、1割負担で受診できます。



府HPで案内中



<現在申込受付中>
経産省の省エネルギー診断

